

豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第17号

豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章—第3章（略）	第1章—第3章（略）
第4章 <u>料金、加入金、手数料等</u> （第19条— <u>第28条</u> ）	第4章 <u>料金、加入金及び手数料</u> （第19条— <u>第27条</u> ）
第5章 貯水槽水道（ <u>第29条</u> ）	第5章 貯水槽水道（ <u>第28条</u> ）
第6章 雑則（ <u>第30条</u> ）	第6章 雑則（ <u>第29条</u> ）
附則	附則
（給水装置工事の申込み）	（給水装置工事の申込み）
第4条（略）	第4条（略）
2 条例第10条第2項の規定により、 <u>工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。</u>	2 条例第10条第2項の規定により、 <u>第1項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。</u>
（1）（略）	（1）（略）
（2）他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書	（2）他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき <u>土地所有者の同意書の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書</u>
（3）（略）	（3）（略）
3（略）	3（略）
（工事費の算出方法）	（工事費の算出方法）
第14条 条例第15条第1項各号に掲げる費	第14条 条例第15条第3項の工事費の算出

用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 間接経費は、前各号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

第4章 料金、加入金、手数料等

(特別な場合における料金の算定)

第22条 (略)

2・3 (略)

4 集団住宅等(独身寮等を除く。)に設置されている1個のメーターにより計量された料金は、使用水量を共用給水装置の所有者又は管理人の届出により企業長が認めた専用給水装置の使用戸数(以下「戸数」という。)で除した水量をもって条例別表第1第6項に定めるところにより算定した額に戸数を乗じて算定する。

(一時使用の場合の概算料金の算定方法)

第24条 前条の概算料金の額は、給水装置の新設等の工事をする建物の総床面積に条例別表第1第6項の臨時用の料金を乗じて得た額とする。

2 (略)

(工事検査手数料)

第26条 条例別表第4第6項第7号の工事検査手数料とは、次の検査又は確認時の手数料をいう。

(1)・(2) (略)

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第27条 条例第43条の2第1項及び第2項に規定する水道施設の新設等に要する費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の

に関し必要な事項は、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 間接経費は、監督料、損料及び事務経費とし、別に定める。

第4章 料金、加入金及び手数料

(特別な場合における料金の算定)

第22条 (略)

2・3 (略)

4 集団住宅等(独身寮等を除く。)に設置されている1個のメーターにより計量された料金は、使用水量を共用給水装置の所有者又は管理人の届出により企業長が認めた専用給水装置の使用戸数(以下「戸数」という。)で除した水量をもって条例別表第1第4項に定めるところにより算定した額に戸数を乗じて算定する。

(一時使用の場合の概算料金の算定方法)

第24条 前条の概算料金の額は、給水装置の新設等の工事をする建物の総床面積に条例別表第1第4項の臨時用の料金を乗じて得た額とする。

2 (略)

(竣工検査手数料)

第26条 条例別表第5第4項第6号の工事検査手数料とは、次の検査又は確認時の手数料をいう。

(1)・(2) (略)

110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用（以下「その他の費用」という。）

2 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。

(2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。

(3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。

(4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

(5) その他の費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用の額とする。

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

第28条～第30条 （略）

第27条～第29条 （略）

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。